

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告の取扱いについて

平素より県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

このことについては、基準省令第40条等に基づき、岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する条例等において、県、市町村、利用者の家族等へ報告いただくこととしており、平成31年4月に「岐阜県指定障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領」(以下「県報告要領」という。)を制定し、報告の範囲、期限等を定めているところです。

今般、関係団体及び市町村からの意見を踏まえ、別添のとおり県報告要領を一部改正し、令和7年11月1日以降の市町村への報告については、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

各事業所・施設におかれましては、本取り扱いについてご了解いただくとともに、引き続き、速やかな報告にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

記

区分	報告先の市町村	
	事業所等の 所在市町村	利用者の 支給決定市町村
報告対象となる利用者の支給決定市町村と 事業所等が所在する市町村が同一の場合	○	—
報告対象となる利用者の支給決定市町村と 事業所等が所在する市町村が異なる場合	○	○

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
担当係長	垣本	担当	澤本
連絡先	058-272-1111(内線3490)		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		